

# 入 札 説 明 書

ストックヤード整備工事に係る入札公告に基づく一般競争入札（事後審査型）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 公告日

令和8年4月23日（木）

## 2 発注者

大泉町外二町環境衛生施設組合管理者 村 山 俊 明

## 3 工事担当課

〒370-0512

群馬県邑楽郡大泉町大字上小泉330番地の1

大泉町外二町環境衛生施設組合 管理係

電話 0276-63-1266

## 4 工事内容等

- (1) 工事番号 ①
- (2) 工 事 名 スtockヤード整備工事
- (3) 工事場所 大泉町大字上小泉330番地の1
- (4) 工事内容 別冊図面及び仕様書のとおり
- (5) 工 期 約8ヶ月間（本組合議会議決の日～令和9年2月）
- (6) 予定価格及び最低制限価格  
予定価格 金62,100,000円（消費税抜き）  
最低制限価格 設定する

## 5 入札参加形態

単体による参加

## 6 条件付き一般競争入札（事後審査型）に参加する者に必要な資格

この公告の工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）に参加できる者は、大泉町外二町環境衛生施設組合財務規則（昭和51年大泉町外二町環境衛生施設組合規則第1号）第3条の規定により、群馬県邑楽郡大泉町（以下「大泉町」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、入札の公告の日から開札の日までの期間にわたり、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 大泉町契約規則（平成18年大泉町規則第6号）第3条第1項の規定に基づく大泉町の入札参

加制限を受けていないこと。

(3) 大泉町建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成12年大泉町告示第19号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 4で示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、大泉町競争入札心得第5(2)の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

ア) 親会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 大泉町の令和8・9年度建設工事入札参加資格者名簿で、建築一式工事の格付けがA等級の者であること。

(8) 公告の日から過去10年間に元請としてこの公告の工事と同種の工事について施工実績（施工中のものを除く。）を有すること。

※同種の工事とは、国又は地方公共団体が発注した建築物の新築もしくは増築工事とする。

(9) 太田市、館林市、邑楽郡（大泉町、邑楽町、千代田町、明和町、板倉町）に建設業法に基づく本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(2)、(3)においては、営業の譲渡を受けた者で、営業を譲渡した者が、入札参加制限、指名停止措置等を受けていた場合は、それらの措置を引き継ぐものとする。

## 7 設計業務等の受託者等

(1) 6の(5)の「4で示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

\* 中日本建設コンサルタント株式会社

(2) 6の(5)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、大泉町調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請において、上記(1)の者から提出された関連建設業者報告書に記載された建設業者をいう。

## 8 資格確認申請入札参加書の提出

(1) この公告の工事の競争入札の参加希望者は、次に従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び6に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出しなければならない。

なお、申請期限日までに申請書及び資料を提出しない者は、この公告の競争入札に参加することができない。

- |        |  |
|--------|--|
| ① 提出期間 | 令和8年4月24日（金）から令和8年5月15日（金）までの毎日<br>午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）<br>ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。 |
| ② 提出場所 | 〒370-0512<br>群馬県邑楽郡大泉町大字上小泉330番地の1<br>大泉町外二町環境衛生施設組合 管理係<br>電話 0276-63-1266                  |
| ③ 提出方法 | 申請書及び資料は、直接持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めない。  |

(2) 提出する資料は、次のとおりとし、提出部数は各2部とする。

申請書1部は押印後返送する。返却した申請書は入札時に必要となる。

- |                            |
|----------------------------|
| ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）       |
| ② 入札参加資格確認資料（様式第2号）        |
| ③ 同種の工事の施工実績報告書（様式第3号）     |
| ④ 監理技術者等の資格・工事経験報告書（様式第4号） |
| ⑤ ③、④を補足するための資料            |

(3) 提出する資料は、次のとおり作成すること。

同種の工事の施工実績については、平成28年度以降に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

- ① 同種の工事の施工実績報告書（様式第3号）の作成



電話連絡を行うこと。

- ① 提出期間 令和8年4月24日（金）から令和8年5月13日（水）までの毎日  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）  
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

(3) (2)により説明を求められたときは、令和8年5月20日（水）までに本組合ホームページへ掲載により回答する。

## 10 現場説明会 行わない

### 1 入札執行の日時及び場所等

#### (1) 日時

① 入札開始日時	令和8年5月25日（月）	午前10時
② 入札書提出受理時間	令和8年5月25日（月）	午前10時～
③ 内訳書開封予定日時	令和8年5月25日（月）	②終了後
④ 開札予定日時	令和8年5月25日（月）	③終了後

(2) 場所等 会場：大泉町外二町環境衛生施設組合 2階会議室  
群馬県邑楽郡大泉町大字上小泉330番地の1

### 12 入札方法等

#### (1) 競争入札の方法 紙入札

(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、大泉町契約規則、大泉町入札事務等執行規程（平成27年大泉町規程第1号）及び大泉町競争入札心得の規定を守ること。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。

(4) 落札候補者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

### 13 入札保証金 免除

### 14 契約保証

次の中から請負者が選択するものとする。

- ① 契約保証金の納付
- ② 金銭保証人（金融機関又は保証事業会社の保証）
- ③ 履行保証保険
- ④ 公共工事履行保証証券による保証（付保割合10%以上）
- ⑤ 利付国債若しくは地方債

#### 1.5 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、設計書と同項目とし、記載内容は少なくとも数量、単価及び金額等を明らかにしたものであること。
- (3) 工事費内訳書は、返却しない。
- (4) 工事費内訳書は、必ず大泉町の指定の様式を使用すること。

#### 1.6 開札

開札は、11に掲げる日時において行う。また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

#### 1.7 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
  - ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
  - ② 入札に際し、不正の行為があったとき。
  - ③ 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
  - ④ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
  - ⑤ 15の規定に従わない工事費内訳書を提出した者のした入札。
  - ⑥ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

#### 1.8 失格

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者を失格とする。
  - ① 公告又は入札説明書に示した日時までに入札を行わない者
  - ② 最低制限価格未満の入札をした者
  - ③ 指定した日時までに以下の書類を提出しない者
    - ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
    - イ 入札参加資格確認資料（様式第2号）
    - ウ 工事費内訳書

#### 1.9 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者又は落札候補者の決定

落札者又は落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者、落札候補者を定める。

## 2 0 入札不調

次の各号の一に該当する場合は、入札を不調とする。

- (1) 入札参加者全員が最低制限価格未満の入札をしたとき。
- (2) 入札において落札者がいないとき。

## 2 1 落札候補者の決定方法

開札後、落札を保留し、大泉町契約規則第2条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低入札価格で入札した者を落札候補者とする。

## 2 2 入札参加資格の審査と落札者の決定方法

落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があることが確認できれば、その者を落札者と決定し、落札者決定通知書により通知する。審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行う。

入札参加資格がないと認めた者には、入札参加資格不存在通知書により、入札参加資格を満たさない項目及び満たさない理由を通知する。

## 2 3 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本組合に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、入札参加資格不存在についての説明申込書（様式第6号）により、説明を求めることができる。

① 提出期間 令和8年5月25日（月）から令和8年5月29日（金）までの毎日  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）  
ただし、土曜日及び日曜日を除く。

② 提出場所 〒370-0512  
群馬県邑楽郡大泉町大字上小泉330番地の1  
大泉町外二町環境衛生施設組合 管理係  
電話 0276-63-1266

- (2) 説明を求められたときは、令和8年6月5日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 2 4 契約書の作成

群馬県建設工事請負契約書により作成するものとする。

## 2 5 支払条件

前金払	請負金額（当該年度の出来高予定額）の40%まで
-----	-------------------------

次の区分に従って選択することができる。		
中間 前金払 及び 部分払	選 択 区 分	令和8年度
	中間前金払を選択した場合	部分払 無し
	部分払を選 択した場合	前金払を請求した場合 部分払 1回
		前金払を請求しない場合 部分払 1回

注1 契約時に中間前金払によるか部分払によるかを選択すること。

注2 中間前金払を選択した場合の部分払は、当該年度の出来高部分の額が予定額に達した場合に、その年度の支払限度額の範囲内で請求することができる。

## 2.6 火災保険を付することの要否 要

## 2.7 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無し

## 2.8 大泉町外二町環境衛生施設組合の議会に付すべき契約

5,000万円以上の工事請負契約については、大泉町外二町環境衛生施設組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和51年大泉町外二町環境衛生施設組合条例第12号）第2条の規定に基づき、大本組合の議会の議決に付すべき契約に該当するので、建設工事請負仮契約書を作成し、当該契約に係る議会の議決がなされたとき、作成された仮契約書を本契約に基づく契約書とみなす。なお、本組合の議会の議決が得られなかった場合、仮契約は無効となり、契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても本組合は一切の責めを負わない。

## 2.9 契約条項等を示す場所

契約書及び入札を定めている関係規則等については、次により閲覧できる。

- (1) 閲覧期間 令和8年4月24日（金）から令和8年5月22日（金）までの毎日  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）  
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
- (2) 閲覧場所 〒370-0512  
群馬県邑楽郡大泉町大字上小泉330番地の1  
大泉町外二町環境衛生施設組合 管理係  
電話 0276-63-1266

なお、9の設計図面等の閲覧等と同様に本組合ホームページからの閲覧可能。

## 3.0 その他

- (1) 入札参加者は、大泉町競争入札心得を熟読し、これを遵守すること。
- (2) 落札者は、8の資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (3) 落札決定後、監理技術者等を適正に配置しない場合は、契約を締結しないことがある。

- (4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (5) 締結する契約書には、この契約に関し、請負人が、次のいずれかに該当したときは、請負人は、発注者の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として支払う旨の特約を含めて締結すること。
- ① この契約に関し、請負人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は請負人が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負人に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- ② この契約に関し、請負人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。
- 提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
- (7) 地元企業等の育成・活性化を図るため、極力、下請等での大泉町並びに本組合を大泉町とともに組織する群馬県邑楽郡邑楽町及び千代田町の区域内の事業者活用に努めること。